第二千二百四十八号

日

平成二十四年 七月三十日

平成二十四年七月三十日

月 曜

山梨県知事 横 内 正

明

保安林の所在場所

七九の二 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三七八 の図に示す部分に限る。)、一五九〇の五、一五九七、字南西田一三七七の二・一三 笛吹市一宮町坪井字上見瀬尾一五九一・一五九三・一五九四 (以上三筆について次

二指定の目的 公衆の保健

指定施業要件

- 立木の伐採の方法

. 四元 :四元

道路の区域変更...... 保安林の指定の予定......

告

示

目

次

道路の供用開始 (二件)四三〇

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (二件)

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定......四三七

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定................四三一

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定......

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.......

: 四四〇

.四三九

次のとおりとする。

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第二百七十八号

所において、この告示の日から平成二十四年八月二十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類 県道

: 四四六

. 四 四 五

平成二十四年七月三十日

路 線 名 塩山勝沼線

Ξ 道路の区域

落札者の決定について......

人事委員会

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出......

大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の

'..... 四四五

: 四 四 四

. 四 四 三

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出...... 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出......

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出...... 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出 (四件)四四一 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出..........................四四○

から甲州市塩山上於曽字仲沢三一六番の一地先	区間
旧	の 別 新
一九・一~四	(メートル)敷地の幅員
九二二	(メートル)

Щ 梨 県 公 報 第二千二百四十八号 のように保安林の指定をする予定である。

山梨県告示第二百七十七号

告

示

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

次

平成二十四年七月三十日

四九

Щ

梨

まで
甲州市塩山上於曽字仲沢三六〇番の一地先 新 一九・一~
から — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
甲州市塩山上於曽字仲沢三一六番の一地先 三七・四
まで
甲州市塩山上於曽字仲沢三一三番の三地先
-:沢三一三番の三地先

山梨県告示第二百七十九号

所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年八月二十日まで一般の縦覧に供 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

県道	種道類路の
公 南 園 ア 線 ル	路
公園線南アルプス	線
え	名
鹿島早川右岸堤防敷地先まで南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島九六四番地先から南巨摩郡早川町大字初鹿島字初南巨摩郡早川町大字初鹿島字初	区間
三八三、九	(メートル) 延 長
三八三・九 年七月三十 年七月三十	期日開始の

山梨県告示第二百八十号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十四年八月二十日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

県道	種 道 類 路 の
郷笛線吹	路
郷館線吹市川二	線
当	名
八番地先まで 笛吹市八代町竹居字山ノ神五六三番の一地先から 笛吹市八代町竹居字夏目塚七一	区間
- 五〇・〇	(メートル) 長
日 年七月三十 円三十四	期日開始の

山梨県告示第二百八十一号

規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の 次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

県道	種 道 類 路 の
線中	路
条甲	線
府	名
甲府市宝一丁目二三六番の一地先まで甲府市丸の内二丁目二三九番地先から	区間

山梨県告示第二百八十二号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

県道	種道類路の
甲	路
府韮	線
崎線	名
甲府市湯村一丁目一二六番の五地先まで甲府市塩部四丁目一九一八番の一地先から	区間

公告

个蒦呆倹去こまづく皆足居宅ナー ごス事業と

平成二十四年七月三十日第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び

山梨県知事 横 内 正 明

玉穂ケアセン	府 事業所恵信甲 居宅介護支援	野 医 村眼 科 医院 院 団	愛アプラン永	薬局	名称
中央市乙黒二	一 町三三八番地 甲府市上阿原	場八番地六番地六	町一六一番地	地一四九七番甲斐市富竹新	所 在 地
中央市乙黒二 一九七〇八〇	四四八五	〇 九 六 五 一 —	- 九七〇一〇	一九四一七〇〇四〇一	事業 所番号
介護予防訪問リハビ 平成二十四年	居宅介護支援	介護予防居宅療養管	居宅介護支援	みなし) 居宅療養管理指導(理指導(みなし) 理指導(みなし)	サービスの種類
平成二十四年	一月一日平成二十四年	一 平 月一日 日 四年	一月一日 平成二十四年	一月一日 平成二十四年	指定年月日

+	+				+ +	+			に及り	
									υ	
居宅介護支援	デイサービス	センター デイサービス	飛鳥 ピス	が けい			リニック山之神歯科ク	さくらんぼ	き お問看護ステ	ター
上野原市上野	四二五番地一	丁目五番三号	五八三番地	丁目九番一号		二九番地一一	字下茱萸一五中央市山之神	九四番地二甲斐市名取一	ルー階 号第二二栄ビ 日の番四	四七番地一
九七二〇〇	- 九七一七〇	三一九七〇一〇	- 九七二三〇 〇一七〇	一九七〇一〇			一九三三〇	- 九七一七〇	〇	〇九〇八
居宅介護支援	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	訪問介護 介護予防訪問介護	なし) 訪問看護(みなし) 訪問看護(みなし)	宅療養管理指導(みし) 介護予防訪問リハビ小護予防訪問リハビ	理指導(みなし)介護予防居宅療養管	通所介護 介護予防通所介護	介護予防訪問看護	リテーション
平成二十四年	二月一日平成二十四年	二月一日平成二十四年	一月二十七日 平成二十四年	一月十七日 平成二十四年			一月十七日 平成二十四年	一月五日 平成二十四年	一月一日 平成二十四年	月日

事業所もっと

・らくっと

地

府クリニック 鈴木歯科南甲

和アプラン日

ック

ンタルクリニ

ファミールデ

梨デイサービ

サンコート山

スセンター

業所

宅介護支援事

サンコート居

er _							w /		<u> -</u>	1			,	1 /		
所こたちゃん						•	ックくぬぎクリニ		きずな福祉サー	ーション	ヘレパー ステウィ ケア玉穂	二 クライコール	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	トロジェ	たり 短期入所生活	ライトロジェ
番一三号富士吉田市中						- - 1	丁目一番八号甲府市北口一	番地二	都留市井倉三	P 十 士 士	中央市乙黒二	七 霍 坎 四	二之宮一九四 二之宮一九四 年吹市御坂町	デ 四 計 一	山梨市落合四	
- 九七一二〇 四一三						7	五六九一〇一〇		一九七一一〇	()	一九七二三〇		〇七〇九 一九七一八〇		一九七〇二〇	
居宅介護支援	(みなし) 記門看護	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(みなし) 介護予 リハビリテーション	し) 介護予防訪問 リテーション(みな	介護予防通所リハビ	理指導(みなし) 介護予防居宅療養管	訂門介證	介護予防訪問介護	言門グ言	方問个養介護予防訪問介護		短期入所生活介護	活介護 知其人所名		
四月一日田年	H		77 31 0		1-3 -0		四月一日四月二日	万月日	平成二十四年	[] F - E	平成二十四年		三月三十日平成二十四年	—————————————————————————————————————		
辺哉通り店	みのり薬局月	護支援事業所みのり居宅介				ī	エックトIR	こここうり	1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ディサービス デイサービス	ク t > ダーフ ,	デイサービス	荘」 桜林	ショート&デ	ターあっぷる	サポートセン
一古番一号	富士吉田市下	丁目三番二号甲府市高畑二				[. : : :	四五番地 下龍岡田	韮崎市龍岡町		甲府市中村町	地 田 - - - - - -		四号		四番地	山梨市牧丘町
t ± t	一九四一二	- 九七〇一〇					〇四一七	九三つ九一	- - - - - - - - - -	一九七〇一〇	= } !	- 九七〇一〇	= = = = = =	一九七〇一〇	C匹 五 五	$\frac{-}{\circ}$
西なし) おなし) みなし)	介護予防居宅療養管	居宅介護支援	訪 シ	11 0	看護 (みなし) 居		介護予防訪問リハビ理指導(みなし)	介護予防居宅寮奏等	道所が言	通所入護 介護予防通所介護 -	道所が記	介護予防通所介護	短期入所生活介護短期入所生活介護	\ -		居宅介護支援
Д F E		四月一日平成二十四年	-, 0					平成二十四年	[] F - E	平成二十四年	E	平成二十四年	[] [] [] []		万二日	平成二十四年

と風 介護事業所緑 短期入所生活

番地一工五七

町デイサービ憩いホーム緑

四番地一五甲府市若松町

ス

テーション病 甲州リハビリ

地一塩田七四一番

療所

院附属一宮診

支援事業所ゆ

番地 西南湖四〇四

指定居宅介護

指定短期入所

甲州市塩山熊

町ショート 緑

四番地一五甲府市若松町

まに歩こう 事業所いっし 居宅介護支援

九番地四町帯金二九二

四市				番	μј		#J	進	し しょ
九七一六○六○六○				〇四九五 八一 八一	三三五二〇〇〇	三四〇二	- 九七〇一〇	- 九七〇七〇	0 - 五六
居宅介護支援	(みなし) 通所(みなし) 通所	問 (みなし) 訪問 (まなし) 話宅療養管理指 (みなし) 訪問	デーンヨンへみなし 護予防通所リハビリョン(みなし) 介護予防 あなし) 介護予防 のででは、	 理指導 (みなし) 理指導 (みなし) ででででできる。 ででできる。	通所介護	活介護短期入所生	介護予防短期入所生	居宅介護支援	活介護 短期入所生 分護予防短期入所生
四 平月 成				四平月成	四平月成	四月月	平成	四 平月 成	四月一日十
日十四年				日十四年	日十四年	日	一 一 四 年	日十四年	四月一日平成二十四年
クリニック	- ビスセンタ 忍野村デイサ	か う 護事業所 緑 に に に に に に に に に に に に に	かリールにら が護事業所フ 短期入所生活					老尾遊科區院	生活介護事業
地八塩後三三六番甲州市塩山下	五番地一 村忍草一四四 南都留郡忍野	番地一 五七	五番三号五番三号					一番地八田町	野七七四番地
〇三一六二二〇	〇五九三	○	- 九七〇九〇					五二六〇	六四
リテーションへみな 介護予防訪問リハビ 理指導 (みなし) 介護予防居宅療養管	訪問介護 通所介護介護予防訪問介護	短期入所生活介護	活介護 短期入所生	(みなし) 訪問看護	ごリテーショ みなし) 訪 ハビリテーシ) 居宅療養管理指 (みなし) 介護予	リハビリテーション し) (介護予防訪問	リテーション(みな介護予防通所リハビ理指導(みなし)	
	四平月成	四平月成						四平月点	
日十四年	日十四年	日十四年	日十四年					— <u> </u>	
	〇九七六 四月一日 クリニック 塩後三三六番 〇三一六 一九七一六〇 居宅介護支援 平成二十四年 櫻林腎・内科 甲州市塩山下 一九二三〇	〇九七六 居宅介護支援 四月一日 世代スセンタ 村忍草一四四 〇五九三 介護予防訪問リハビリテーション 一世スセンタ 村忍草一四四 〇五九三 介護予防語門介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 一世スセンタ 村忍草一四四 〇五九三 介護予防通所介護 通所介護 一世スセンタ 村忍草一四四 〇五九三 介護予防通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 一九七一三〇 介護予防訪問介護 通所介護 のまた かまた かまた かまた かまた かまた かまた かまた かまた かまた か	Thu	つれて Paris Par	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七一二〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七一二〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七一二〇 介護予防通所介護 四月一日 四月日 日日 日	三四〇二 活介護 短期入所生 四月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一九七〇一〇 介護予防短期入所生 四月一日 一九七〇一〇 介護予防短期入所生 四月一日 三四〇二 活介護 短期入所生 四月一日 一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七〇一〇 介護予防通所介護 四月一日 一九七〇一〇 介護予防短期入所生 四月一日 一九七〇一〇 介護予防短期入所生 四月一日 一九七〇一〇 介護予防短期入所生 四月一日 一九七〇一〇 介護予防短期入所生 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活 三三五七 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活 一世又センタ 村忍草一四四 〇三〇二 活介護 短期入所生活 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活 一世又センタ 村忍草一四四 〇三〇二 活介護 短期入所生活介護 短期入所生活 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活 一九七〇九〇 介護予防短期入所生活介護 一世又センタ 「一九七二二〇 短期入所生活介護 通所介護 一九七二二〇 行護予防活門介護 「一九七二二〇 行護予防活門介護 通所介護 一九七二二〇 介護予防活門介護 通所介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 通所介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 通所介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 通所介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 一九七二二〇 行護予防活門の介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 一九七二二〇 介護予防訪問の介護 一九七二二〇 行護予防活での計問の介護 一九七二二〇 行護予防活での計問の介護 一九七二二〇 行護予防活での計問の介護 一九七二二〇 介護予防が計の介護 一九七二二〇 行護予防が計の介護 一九七二一〇 「一二〇 「一二〇 「一二〇 「一二〇 「一二〇 「一二〇 「一二〇 「	一九七〇七〇 居宅介護支援 平成二十四年 三五二六 20月 10月 10月

				I				Γ	
シスデイサーリハビリオア	ンシア 所コスモ・ア	ービス山梨	ー ビス竜王			クリニックさいとう歯科	なゆう		
町下山二六四南巨摩郡身延	号目三番一四甲府市相生三	ヤマナシー階 コンフォート 山梨市歌田一	六六一番地甲斐市篠原二		<u>.</u>	他二 沢登八六三番 南アルプス市	ー番地二 西南湖四三八 南アルプス市		
- 九七〇七〇	三四三六	- 九七〇二〇	- 九七 - 七O			○四一三 ○四一三 六○	〇九八四		
通所介護介護予防通所介護	訪問介護 介護予防訪問介護	通所介護	通所介護 介護予防通所介護	かし) 訪問看護(みなし) 訪問看護(みなし)	は こ で で で で で で で で で で で で で	介護予防訪問リハビ 理指導 (みなし) 介護予防居宅療養管	居宅介護支援	なし) 訪問看護(みなし) 訪問看護(みなし) 訪問看護(みない)	宅寮養管理指導(み 看護(みなし) 居
四月十七日平成二十四年	四月十六日平成二十四年	四月十六日平成二十四年	四月十五日平成二十四年			四月五日	四月五日平成二十四年		
		リニック		同甲府昭和店	薬局 薬局 不力を の の の の の の の の の の の の の		虹の郷韮崎	ルボーレ ・ア 指定短期入所	ビスみのぶ
		三一七番地二中巨摩郡昭和	四画地五街区	上也区画整里 二番地二常永 町飯喰一一三	地四〇二三番留吹市石和町	三 階 C R I	それ マノター号	丁目二番一号	番地
		- 九 二八五 五 八〇		一九四〇八一	○三八二八一		〇二九四	三四一〇	
リハビリテーション 通所 ほんしょう かんしょう ほうりょう	こ 居む 豪 慶 管 里 旨に 所 訪問 看 護 (みなし) 介 護 予 り 八 ビリテーション り 八 ビリテーション	I 予導予	ā †,	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 理指導(みなし)	(みなし) 田宅療養管理指導 (みなし) 日宅療養管理指導 (みなし)		通所介護 介護予防通所介護	活介護 短期入所生	
		五月一日平成二十四年		五月一日平成二十四年	五月一日		四月十七日平成二十四年	四月十七日	

L	(a) - - E	P	月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							7
			(みなし) 訪問看護ハビリテーション(ハビリテーション(薬らされ	薬局をさらい調剤	地一原三六四六番上野原市上野	〇 一 九四二〇 —	みなし)	五月一日
家下町 しゃきょんのデイサービス	番地三下宮地五二一南アルプス市	- 九七 - 六O	通所介護介護予防通所介護	五月一日平成二十四年	ケまくと	ケット	四四番地一村山西割二〇十十十二百十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	〇四四二	居宅介護支援	五月九日平成二十四年
せー のさんち	番地上八田四三二南アルプス市	〇九九二一六〇	通所介護	五月一日平成二十四年	笑 ケアサ	サービス	四八一番地四甲府市川田町	三四五一〇	訪問介護介護予防訪問介護	五月十一日平成二十四年
介護センター	六八八七番地河口湖町船津南都留郡富士	○六一九 一九七二三〇	訪問介護 介護予防訪問介護 	五月一日四年	ば事居業	ば事業所あした居宅介護支援	〇一号室 地あしたば一 山崎一〇〇番	〇七二五	居宅介護支援	五月十一日
府北口みさき薬局甲	日 日 カード 日 日 市 市 北口 二 日 の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三八六一		五月一日平成二十四年	業 笑 所 居	業所笑居宅支援事	四八一番地四甲府市川田町	三四五一〇	居宅介護支援	五月十一日平成二十四年
	階駅前ビルー		みなし)		りんどう	ې	香也 京井八六四 上平井八六四 笛吹市石和町	〇七一七 八〇	居宅介護支援	五月十四日平成二十四年
支援事業所ゆい居宅介護	三二〇番地三甲斐市龍地四	九七一七〇五三七	居宅介護支援	五月一日平成二十四年	,		号室式			
緑広場	〇号 田府市美咲二	三四二八	通所介護介護所介護	五月一日田年	貢 ア 川 イ 店 セ	貢川店 アイセイ薬局	一四番地七 町	三八七九	みなし) 居宅療養管理指導(理指導(みなし) 理指導(みなし)	六 平成 月 二 日 日 四 年
甲斐の家ゆい	三二〇番地三甲斐市龍地四	〇五二九	通所介護 介護予防通所介護	五月一日 平成二十四年	石アイ店セ	イ薬局	也一人	〇四〇八 一	、 管	六月一日平成二十四年
个蒦事業听台短期入所生活	吉田 吉田市上 コート	<u>_</u>	豆期入所生	平成二十四年			<u>サ</u>		みなし)	
りひめが見れ	番地一工			### ##################################	笛吹店	笛吹店アイセイ薬局	四日市場二〇笛吹市石和町	〇三九〇	理指導 (みなし)介護予防居宅療養管	六月一日 平成二十四年
				_	_				_	_

Щ
梨
県
公
報
第二
王
百四十八号
平成
一十四年七月三十日

	三一番地三八			
ショートステ	二〇一一番地河口湖町船津南都留郡富士	○二九七 ○二九六 六	活介護 短期入所生介護予防短期入所生	六月一日
上野原店	地 原三五五三番	○ 九四二〇 - ○ - 二三	みなし) 理指導(みなし) 理指導(みなし)	六月一日平成二十四年
竜王レッツ倶楽部	地三田一八二番甲斐市富竹新	- 九七〇九〇 0三-0 1	通所介護	六月一日平成二十四年
こわた亭 ボイサービス	一九三番地	- 九七	居宅介護支援	六月一日
合同会社デイ	一号	三四六九	通所介護	六月一日
あ い 常 永	街区六画地内工八番地一常永土工门工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	一九七〇八〇九六	通所介護	六月八日
あるが ビス	番地一の九五南アルプス市	- 九七- 六〇 - 六	通所介護	六月八日
日和デイサービス	○六番地五	- 九七〇二〇 〇四八九	通所介護介護予防通所介護	六月十五日

		具貸与			
	福祉用	祉用具販売			
	特定福	祉用具販売		五光ハイツB	
六月二十日	^護 予防福	与 特定介護予防福	〇 三 四	沢五九六番地	カイゴ
) 介護予防福祉用具貸 平成二十四年	祉用具貸	介護予防福祉	一九七二〇〇	上野原市八ツ 一九七二〇〇	株式会社サン

| 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定に基づき、●|| 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十四年七月三十日

事業所の名称	
事業所の所在地	山梨県知事
サービス内容 主たる対象者	横内
主たる	正
象者	明

١							
	一 ド 同会社ロー		ぷる 株式会社あっ		の風株式会社高原	信和会	名称
	居宅介護ロード		一 あっぷる		ションねこの手	ケアホー ム宿尻	事業所の名称
	トヤマナシ三〇四出れています。		下二二九四番地		一八八番地三北杜市長坂町富岡	七九番地二	事業所の所在地
	居宅介護	重度訪問介護	居宅介護	重度訪問介護	居宅介護	共同生活介護	サービス内容
	障害児 知的障害者 特神	障害児 身体障害者	障害児 精神 精神	障害児 身体障害者	障害者 知的障害者 精神	知的障害者	主たる対象者
1							

会

障害児	ビス 児童デイサー	一七三番地南アルプス市寺部	マ ハ ロ	青い樹の会社会福祉法人
障害児	ビス アイサー	〇三一番地甲府市西下条町一	あくしゅ	ぶどうの里 あくしゅ
料在海路	共同生活接助	〇五号 二〇六号 二〇六号 二八九番地県営	くおれった	豊商会社山梨

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

次の者を指定障害者支援施設として指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

精知的障害者 身体障害者	施設入所支援			
精和的障害者 身体障害者	生活介護	延三六三七番地南巨摩郡身延町身	かじ か 寮	深敬園社会福祉法人
精神障害者 知的障害者	施設入所支援			
精神障害者 知的障害者	生活介護	番地甲府市向町二七七	向德舎	園樹会 社会福祉法人
主たる対象者	サービス内容 主たる対象者	施設の所在地	施設の名称	名称

縦覧に供する。 見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年八月三十日まで から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により甲府市 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 オギノ貢川店食品館
- 2 所在地 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

二 届出の内容及び公告日

- 内容 新設
- 公告日 平成二十四年三月五日

三 意見の概要

- 店舗周辺の交通渋滞緩和及び交通安全対策への取組
- 2 廃棄物減量化及びリサイクルの徹底
- 災害時避難場所確保への協力

3

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- イオンリテー ル株式会社 代表取締役 村井正平
- 2

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イオン石和店

 $(\underline{})$ 所在地 山梨県笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

っては代表者の氏名

人にあっては代表者の氏名変更後の氏名又は名称及び法	変更後の住所
代表取締役 寺嶋晋マックスバリュ東海株式会社	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
代表取締役(村井正平イオンリテール株式会社)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
代表取締役 川口郁子株式会社川口	一山梨県南巨摩郡富士川町長沢二百六十二番地の
鈴木友治	山梨県笛吹市石和町市部千六十八番地
代表取締役が若杉成剛有限会社ワカバ	山梨県笛吹市石和町市部四百七十二番地
代表取締役 中丸真治株式会社桔梗屋	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
代表取締役 北原克己	山梨県甲府市向町三百七十五番地
代表取締役(野田朝子株式会社ニューヨーク	山梨県中巨摩郡昭和町飯喰四百五十七番地六
代表取締役(河合宏光株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地
代表取締役 形部幸裕 株式会社BANKAN	埼玉県上尾市宮本町四番二号

高尾保美 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門九百二十九 御島一良 山梨県笛吹市石和町市部七百六十九番地の三

平成二十三年三月一日 変更の年月日

Ξ

平成二十四年六月十一日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

届出者

マックスバリュ東海株式会社(代表取締役)寺嶋晋氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名)

2 住所

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
-) 名称 マックスバリュ甲府住吉店
- 所在地 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地外
- 2 変更しようとする事項

売業を行う者の開店時刻大規模小売店舗において小	変更事項
午前九時	変
	更
	前
午前七時	变
	更
	後

とができる時間帯 午前零時三十分まで 午前零時三十分まで来客が駐車場を利用するこ 午前八時三十分から翌日 午前六時三十分から翌日

変更する年月日

3

平成二十四年七月一日

三 届出年月日

平成二十四年六月十二日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

届出者

山梨県知事 横 内 正 明

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 一 名称 南アルプスガーデン
- 所在地 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
- 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗に	変更事項
午前九時	変
	更
	前
午前七時	変
	更
	後

Щ

梨

Z	Į
Į	Į
-	

2 ら午後十時まで 午前六時三十分か	N 駐 o 事 ·場 2	ら午後十時まで午前八時三十分か	N 駐 o 車 ·場 2	
十分まで ト部六時三十分か	N 駐 o ·場 1	十分まで トジョン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	N 駐 o ·場 1	る時間帯 用することができ 来客が駐車場を利
				時刻 (マックスバン者 (マックスバン・)の開店 (マックスバン・) の開店

時刻

リュ東海株式会社う者 (マックスバカ)の者 (マックスバカリア)の一次には、大規模小売店舗に

変更事項

変

更

前

変

更

後

午前九時

午前七時

に限る。)の開店

る時間帯

用することができ

場 ② ② 駐車

から午後十時十五

及び駐車 から午後十時十五

午前八時四十五分

駐車場①

|午前八時四十五分

分まで

場②

分まで

駐車場④

から翌日午前零時午前八時四十五分

駐車場④

|午前六時三十分か

ら翌日午前零時十

十五分まで

五分まで

駐車場③

二十四時間

駐車場③ 二十四時間

駐車場①

来客が駐車場を利

3 変更する年月日

平成二十四年七月一日

三届出年月日

平成二十四年六月十二日

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

| 届出者

- 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 2 住所

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
-) 名称 南アルプスビッグステージ
- 所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地
- 2 変更しようとする事項

3 変更する年月日

平成二十四年七月一日

三 届出年月日

平成二十四年六月十二日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

一 届出者

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

2 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イオン石和店
- 所在地 山梨県笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外
- 変更しようとする事項

2

来客が駐車場を利用するこ 午前八時三十分まで 十一時三十分までの開店時刻 午前八時三十分から午後 午前六時三十分から午後 大規模小売店舗において小 午前九時 午前七時 大規模小売店舗において小 午前九時 午前七時 年前七時 で 更 前 変 更 後 変 更 事 項
年前九時 中前九時 年前九時三十分まで 中前九時三十分から午後 午前六時三十分から 年後 年前六時三十分から 東 前 変 更
一十分から午後 午前七時三十分かで 十一時三十分かで 中前七時 中前七時 中前七時 中前七時 田田
午前七時午前六時三十分まで
- 分 まか

3 変更する年月日

平成二十四年七月一日

Ξ 届出年月日

平成二十四年六月十二日

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 2

Щ

梨

県

公 報

第二千二百四十八号

平成二十四年七月三十日

東京都台東区上野七丁目十四番四号

山梨県知事 横 内 正 明

一届出者

- 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 アクロスプラザ国母
- 所在地 山梨県甲府市大里町三百五十一 一番地外
- 2 変更した事項

者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

代表取締役 あっては代表者の氏名 変更後の氏名又は名称及び法人に 大和情報サービス株式会社 藤田勝幸 東京都台東区上野七丁目十四番四号 変 更 後 の 住 所

3 変更の年月日

平成二十四年四月二日

Ξ 届出年月日

平成二十四年六月十三日

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

届出者

+	代 株	老氏
大和情報サービス株式会社	代表取締役(荻野寛二株式会社オギノ	者の氏名 氏名又は名称及び法人にあって代表
東京都台東区上野七丁目十四番四号	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号	住
」目十四番四号	月二番十八号	所

代表取締役

藤田勝幸

- 二 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 アクロスプラザ山梨
- 所在地 山梨県山梨市下石森宮ノ前七 一番地
- 2 変更した事項
- 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

代表取締役(藤田勝幸) 大和情報サービス株式会社	代表取締役(荻野寛二)株式会社オギノ	あっては代表者の氏名変更後の氏名又は名称及び法人に
東京都台東区上野七丁田十四番四号	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号	変更後の住所

大規模小売店舗の名称

	サ山梨	アクロスプラザ	ッピングセンター	オギノ山梨ショッピング
後	更	変	前	変更

(Ξ) あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

山梨県甲府市山宮町二千八百七十三番地四	代表取締役と田昌之株式会社ポート
山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号	代表取締役が野寛二株式会社オギノ
変更後の住所	人にあっては代表者の氏名変更後の氏名又は名称及び法

代表取締役 川原崎康雄	青色県沿海市三木村写午の山十百才者均の一
代表取締役 矢野博丈 十株式会社大創産業 広島	十広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六
代表取締役(村内忠壽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東京都八王子市大和田町五丁目八番十号
執行役員社長 嘉野敬介 神奈!	神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号
代表取締役の鶴羽樹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十一号 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二

変更の年月日

3

- 平成二十二年七月三十一日 平成二十四年四月二日
- $\frac{-}{0} \frac{-}{0} \frac{1}{0}$ $\frac{2}{0} \frac{2}{0}$ $\frac{2}{0} \frac{2}{0}$ $\frac{2}{0} \frac{2}{0}$ 平成二十一年十月二十三日
- 届出年月日

Ξ

平成二十四年六月十三日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 イオンモー ル株式会社 代表取締役 岡崎双
- 2

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地

届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イオンモール甲府昭和
- 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一街区
- 2 変更しようとする事項

とができる時間帯来客が駐車場を利用するこ	売業を行う者の開店時刻大規模小売店舗において小	変更事項
午前四時まで午前七時三十分から翌日	午前八時	変更前
午前四時まで午前六時三十分から翌日	午前七時	変更後

3 変更する年月日

平成二十四年七月七日

Ξ 届出年月日

平成二十四年六月二十一日

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

平成二十四年七月三十日

明

| 届出者

1

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社公正屋 代表取締役 井上公正

二 届出の概要

- 名称 スーパー公正屋田野倉店
- 所在地 山梨県都留市田野倉百九十八 _ 外

山梨県知事 横 内 正

2

山梨県上野原市新田八百七十三番地十

大規模小売店舗の名称及び所在地

第二千二百四十八号

平成二十四年七月三十日

Щ

梨

県

公 報

変更した事項

大規模小売店舗の名称

スーパー公正屋田野倉店変更後	日向田野倉店	変更前
	公正屋田野	更

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

山梨県都留市中央一丁目三番二十二号
山梨県上野原市新田八百七十三番地十
人にあっては代表者の氏名 変更後の氏名又は名称及び法 変更

3 変更の年月日

平成二十四年六月十四日

Ξ 届出年月日

平成二十四年六月二十二日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

四年十一月三十日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正

明

届出者

1

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

2

四四五

四四六

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

- 二 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ビッグサン昭和店
- 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条八百六十番一外
- 2 変更した事項

っては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

代表取締役 大嶌秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地変更後の氏名又は名称及び法 変 更 後 の 住 所変更後の氏名又は名称及び法

3 変更の年月日

平成二十四年六月二十八日

三 届出年月日

平成二十四年六月二十九日

落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成二十四年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

落札に係る物品等の名称及び数量

スチール家具等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年七月九日

落札者の氏名及び住所

四

株式会社正直堂 山梨県甲府市中央二丁目十二番十五号

五 落札金額

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

四千四百六十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

平成二十四年五月二十八日よる公告を行った日

人事委員会

平成二十四年二月二十七日付第二千二百七号中「平成二十四年度山梨県職員等採用試)・ 平成二十四年度山梨県職員等採用試験について

1. 験の実施について」のうち、民間企業等職務経験者職員採用試験については、実施しな験の実施について」のうち、民間企業等職務経験者職員採用試験については、実施しな

P龙二十四年

平成二十四年七月三十日

山梨県人事委員会

委員長職務代理者 小 俣 二 也